



離婚原因としての宗教活動(村上義弘教授還暦記念号)

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2009-08-25 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 大島, 俊之 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.24729/00001691

離婚原因としての宗教活動

大 島 俊 之

目 次

- 1 はじめに
- 2 典型的な4つの事例
- 3 典型的事例の共通点
- 4 非典型的な2つの事例

1 はじめに

本稿は、宗教活動が離婚原因とされたいくつかの裁判例を紹介し、それらを要約し、そして若干のコメントを付けるだけのものである。本号は村上教授の還暦をお祝いする記念号であるため、村上教授のご専門である公法学と筆者の専攻する民法学の双方に共通する部分がある問題として、表題にあるようなテーマを選んだ。

2 典型的な4つの事例

公表された裁判例のなかでは、夫婦の一方の宗教活動が離婚原因とされた事例は、それほど多くない。筆者の調べた限りでは、全部で6つの事例しかなかった。そのわずかな裁判例のなかに、いくつかの共通点が認められる。まず、共通する部分の多い4つの裁判例を紹介する。

(1) 判決1

まず、最初に紹介するのは、仙台地裁昭和49年10月8日判決（判例時報770号77頁）である。本件においては、夫が原告であり、妻が被告である。妻の宗教活動が問題となっている。

原，被告間の長女松子は生後二才位で疫病にかかって知能の発達が遅れ、長じても身の廻りの仕末もできない状態であったうえに、原，被告間には二女竹子，三女梅子，四女月子と次々に出生したため、被告は家業の農業と育児に追われる日が続いていたが、昭和四〇年頃人のすすめで創価学会に入信した。そして入信後は折伏などの布教活動を熱心にす

るようになって家事や育児もおろそかになるようになってしまったうえに、原告の親類などにも押しかけて強引に布教活動をしたために、もともと被告の入信を快くおもっていなかった原告や原告の父母との間の折合が悪くなるようになってしまった。そのうえ被告は昭和四〇年頃原告らに嘘をいって単身創価学会の大石寺参詣のため家をあけたりしたことがあって、原告の怒りを買って、被告の実家へ戻されたうえ約二ヶ月のちに爾後の生活をあらためるという約束で、漸く原告と同居するようになった。

その後長男一郎が昭和四三年五月一二日に出生し、同年一一月二五日には長女松子が死亡したのであるが、その頃から被告はふたたび宗教活動のために家事や育児をおろそかにするようになったため、原告との間も不仲になり寝室をともにすることもないような事態になってしまった。そのうえ被告は昭和四五年頃、自ら原告の家を出てしまい、四名の未成年者の子の養育は原告やその両親に全くまかせたまま、被告自らは野菜の行商等をして生活をたて単身別居するようになって今日にいたっている。そして右のように、幼児を残して家出をしたような被告の態度のために原告も立腹し、今日では婚姻関係を継続する意思が全くなくなっているという事実が認められるのであり、右の認定を左右するにたる証拠はない。

以上のような原告と被告との結婚生活の経緯とくに被告の家出とそれに対する原告の感情を考察すると原告、被告間の婚姻関係には、これを継続し難い重大な事由が存するものと解するのが相当であり、自らを反省し、婚姻関係を継続したいと念願する被告の心情も右のような客観的状态を覆えすには足りない。

(2) 判決 2

次に紹介するのは、名古屋地裁豊橋支部昭和50年10月31日判決（判例タイムズ334号333頁）である。本件においても、夫が原告であり、妻が被告である。妻の宗教活動が問題となっている。

原告と被告は昭和四五年三月頃東京の〇〇株式会社に勤務していた時に知り合い、恋愛のうえ婚姻した。その後……昭和四六年三月五日に長男太郎が出生し、夫婦仲は円満に推移していた。

そして昭和四六年九月頃原告は右会社を退職し、原告の父が経営している豊橋市の××株式会社に入社し、原告と被告は豊橋市南栄町に居住し、同年一〇月から同四七年五月までの原告は計量器技術者の資格を取得するため、単身で東京の計量器教習所に入所した。その間に被告は「ものみの塔」の伝道者のすゝめにより、「ものみの塔」に入信するようになった。原告は被告にすゝめられて「ものみの塔」を理解しようと努めたが、その教義

を理解することができなかった。そして原告や原告の父山川一夫、被告の母伊藤〇〇らが被告に対して「ものみの塔」を脱会するように説得したが被告の信仰は固く、被告は信仰を捨てず、積極的に「ものみの塔」の集会に参加し、伝道活動をするようになり、現在では請求の原因（四）に記載したように、伝道活動をしているのである。そのため被告は家庭の主婦として重要な勤めである家事や育児をおろそかにするようになり、原告は、右の被告の宗教活動に対して被告と同居するにたえがたい精神的な苦痛を感じている。

以上の事実が認められ他に右認定を左右するに足る証拠はない。

もとより当裁判所は信教の自由を否定するものではない。そして右の自由は宗教活動の自由が含まれるものであることは当然である。

しかし被告は右に認定したように自己の宗教活動を原告の妻としての同居協力義務や、太郎の母としての監護養育義務に優先させているのである。そして原告は被告が信じている宗教を信じようとしなないものである以上、原告にとって被告の右の行動は不快であり、被告との同居は精神的に苦痛であることは明らかである。

したがって原告と被告の婚姻は、被告の右に認定した宗教活動によって継続しがたい程度に破綻しているものといわなければならない。

よって原告と被告の婚姻はこれを継続しがたい重大な事由があるから、原告の本訴請求中離婚を求める部分は正当として認容すべきである。

(3) 判決 3

仙台地裁昭和54年9月26日判決（判例タイムズ401号149頁）を紹介する。本件においてもまた、夫が原告であり、妻が被告である。そして、妻の宗教活動が問題となっている点でも、同様である。

原告と被告は昭和二二年一二月八日に結婚し、昭和二三年七月二一日婚姻届をした。両名の間には、長男太郎（昭和二四年一月三日生）、長女秀子（昭和二六年二月二四日生）、二男二郎（昭和二八年二月一五日生）、三男三郎（昭和三三年三月五日生）が生まれた。

原告は結婚当初は被告に給料を渡していたが、やがて（……）食費のみを渡すようになった。そのため後日被告は生活費のため内職を余儀なくされた。昭和二四年一月に生れた長男太郎は体が弱く被告は太郎を連れて病院通いをしなければならなかった。

昭和二七年一月、原、被告は太郎、秀子を連れて被告の実家へ行ったが、この時被告は胆石症にかかり、激痛に襲われたが、原告は被告に医師の診療を受けさせず、次の日に被告と子供二人を実家において家（……）に帰った。被告はそのまま約半年実家にいたが同年七月原告のもとへ帰った。

昭和三一年一月、……被告は、長男太郎の体が弱かったことが大きな動機となって、創価学会に入信した。被告は同時に子供たちも入信させた。その頃長男太郎は七才、長女秀子は五才、二男次郎は三才であった（したがって、子供たちには入信についての判断能力があるとは思えない）。大河原にいた頃は被告の宗教上の活動は原告にとってあまり問題にはならなかったが、昭和三三年四月原告が県立農業高校に転勤し、仙台の住所（原告の父の家）に転居して後、被告の活動は次第に多くなっていった。家の中における線香の匂いや読経の声は原告の最も嫌うところであった。被告は学会の活動のため昼に或は夜によく外出し、ある時は本山に行くため原告に無断で二泊の旅行をし、原告に対し入信しないと仏罰が当たると言い、甚しくは原告方の神棚を毀したりした。被告は原告の父に対し、昭和三六年頃、右神棚の件をあやまり、今後入信活動をしないと誓約したが、被告はその活動をやめなかった。原告は右のような被告の行動を嫌悪し、以前は酒を飲まなかったのに、不快の気をまぎらすため酒を飲むようになり、飲んだあとは被告に対し大声でどなったりした。原告は被告に対し些細なことを怒って暴力を振るい、ために被告は子供を連れて実家へ帰ったこともあった（昭和三八年頃）。また、原告は、大きな声で話したところ、被告から次男次郎が受験勉強をしているからと注意されたことに立腹し、刃物を振りかざして被告を切りつけようとしたこともあった（昭和四五、六年頃）。（中略）

原被告の婚姻関係は既に破綻し、その回復は不可能と考えられる。その原因の大なるものは被告の創価学会入信後の行動にあると認められるが、原告の方にも破綻の原因の存することを否定しえない。前記認定の事実は婚姻を継続し難い重大な事由に該当すると認めざるをえない。したがって、原被告の離婚の請求を認容する。（中略）

原告、被告とも慰謝料を請求するが、本件婚姻関係の破綻は双方に原因がある。厳密に言えば、責任の割合は被告の方が大きいと言えようが、それは原告の慰謝料請求を認容し、被告の慰謝料請求を排斥することを相当とする程の事情ではないと認める。したがって、本件においては双方の慰謝料請求を排斥するのが相当である。

(4) 判決 4

東京高裁昭和55年7月10日判決（判例タイムズ423号137頁）を紹介する。本件においては、夫が控訴人であり、妻が被控訴人である。ここでも、妻の宗教活動が問題にされている。

控訴人と被控訴人とは、昭和四二年一二月一六日婚姻の届出をした夫婦であって、その間に、同四四年九月七日長女容子、同四七年十一月二九日二女玲子がそれぞれ出生したこと、控訴人と被控訴人とは、昭和四九年七月三〇日ころから別居して、現在に至っている

ことが認められる。(中略)

結婚後間もなくのころから、控訴人は、被控訴人が読書にふけるなどのため食事の準備や後片付けその他の家事をおろそかにし、家の中の整理が悪く、戸締りを忘れるなどするため、被控訴人を非難し、激しい口論になることがしばしばあり、両者の間は円満を欠いていた。

被控訴人は、昭和四八年九月ころから、キリスト教の一派の「ものみの塔」に関心を寄せ始め、次第にその信仰を深めて行き、同五〇年五月に洗礼を受けた。

その間、被控訴人は、昭和四九年春頃から、毎週夜間二回と昼間一回行われる「ものみの塔」の信者の集会に熱心に参加するようになり、ときには自宅を提供して集会を開くこともあった。控訴人の要望にかかわらず被控訴人は、右の集会の出席のためにいっそう家事をおろそかにするようになり、また、留守勝ちともなったので、控訴人は、家庭の安息が失われるとして、被控訴人の集会参加を嫌った。

「ものみの塔」は、独特の終末観を説き、医療行為における輸血を禁じ、正月、ひな祭り、七五三等の習俗的行事を認めない(被控訴人も昭和四九年三月のひな祭りを祝わなかった。)など、キリスト教の他の各派ともかなり異なる教義規則を持ち、かつ、他の宗派を厳しく排斥するものであって、その教義規則は、控訴人にとって、困惑や不安を覚え、とうてい同調しがたいものであった。

控訴人、被控訴人夫妻は、控訴人の勤務先の下僚の結婚の仲人を引き受け、結納もすませていたが、被控訴人は、挙式の日近付いた昭和四九年五月ころ、控訴人の同意を得ないで独断で、新郎、新婦双方に対し、信仰が異なることと自分達の夫婦仲が悪いことを理由に、仲人を断わり、そのため控訴人が面目を失う事態となった。

このようなことから、控訴人にとっては、被控訴人が右の信仰を維持することが堪え難く、控訴人は、被控訴人に対し、結婚の継続を選ぶのか宗教を選ぶのかなどと迫って、信仰を止めるように再三要求したが、この信仰こそ家庭生活夫婦生活を是正する途と考えている被控訴人には容れられず、昭和四九年七月中旬には、被控訴人の所持する「ものみの塔」関係の書物を焼却しようとし、被控訴人の懇願によってこれを思い止まったものの、被控訴人の態度を変えることはできなかった。

控訴人と被控訴人とは、従来からの不和に加えて、このような信仰と生活態度をめぐって、対立が深刻化し、両者の話し合いによって融和の途を見出すことがきわめて困難な状態となった。(中略)

控訴人と被控訴人との婚姻は、昭和四九年七月末ころ又は遅くとも同年一〇月ころから同年一月ころまでの間には破綻したものと認めるのが相当である。

3 典型的事例の共通点

以上4つの事例には、いくつかの共通したファクターがある。以下、それについて検討していこう。

(1) 第1点

まず、第1点は、配偶者の一方の関与している宗教がいずれも、いわゆる「新興宗教」である点である。⁽¹⁾ 判決1および判決3においては、それは創価学会であり、判決2および判決4においては、「ものみの塔」である。これらは一般に新興宗教と考えられている教団であらう。⁽²⁾

(1) 新日本宗教団体連合会では、既成宗教側からの侮蔑的価値評価のつきまとう「新興宗教」という用語に代えて「新宗教」という語を用いるように主張しているようである。井門富士夫「新興宗教」(小口偉一・堀一郎監修『宗教学辞典』(東京大学出版会)412頁参照。

そのことを承知しつつも、広く知られている「新興宗教」の語を用いた。筆者(大島)個人には、既成宗教との対比のもとに新興宗教を侮蔑的に見る意識はない。筆者の青年期に愛読した林達夫氏の「邪教問答」(『林達夫著作集3』299頁以下)は、そのような意識を批判した文章であり、今も印象深く心に残っている。

「新興宗教」の定義については、宗教学者の間においても確立したものはないようである(井門・前掲411頁参照)。歴史的・社会的・思想的・組織論的な見地からそれぞれに定義しうるであろう。

井門氏が、新興宗教の思想的特色として次の4点とあげているのが興味深い。「(1) 体験的に理解できる容易さを特徴とし、(2) 主として教祖の天啓(confusion of tongue)や神観を要略したもの(たとえば天理教の「おふできき」)とか、人生指針を箇条書にしたもの(パーフェクト・リバティーの21カ条教訓等)が、経典の代用物となり、(3) そのうえ教祖の霊能や信仰による現世利益いわゆる「現証」が行動的信仰の深淺を計る尺度となり、(4) 同時にミレニアム(千年王国論)や末法論など、極端な終末主義を説き、その心理的不安を各目の伝道ドライブの動機に利用したりする。」(井門・前掲415頁)。

(2) 「ものみの塔」については、新聞等で報道されること以外に、筆者はとくに知らない。

「創価学会」は、日蓮正宗の信者団体ということからすれば、新興宗教として分類することは問題があるかもしれない。しかし、牧口常三郎氏を会長とし、戸田城聖氏を理事長として創価教育学会が設立されたのは、昭和5年のことのように、比較的新しい教団と考えることができよう。

ところで、井門富士夫氏は、新興宗教の組織的特徴として、次の2つの点をあげている。⁽³⁾

「一般的には、組織の結集力は信徒の教祖やリーダーに対する絶対依存的信頼によっており、そのため新興宗教の組織は、共同体的生活を営む集団を除いては、本部の中央集権を特色とするものが多い。教祖やシャーマンの存在の死後は、そのカリスマを大伽藍（立正校成会の大聖堂、創価学会の大石寺本堂、モルモンのソルト・レークやロスアンジェルスの大伽藍など）に代表させ、団体参拝などを通じて中央集権を確保していく教団が多い。

第2の組織的特色は、それが庶民の体験共感活動であるかぎり、信徒全員が同時に布教者として万人祭司制をとることである。すなわち、布教者や求道者の相互説得を布教の目的とする小集団活動を特徴とし、具体的には野外伝道、天幕伝道、家庭法座、コミュニティ集会、学習法座（ブロック活動）、講習会などとなって展開する。」

このように、新興宗教の場合には、既成宗教の場合とは異なり、職業的宗教人でない平信徒であってもアクティブな活動を行う。そのため、家庭生活との両立が困難である場合があるためか、宗教活動が離婚原因とされた上述の4つの事例においては、いずれもいわゆる新興宗教に関するものである。

それでは、どの程度の宗教活動を行ったのかについて見てみよう。

判決1においては、「折伏などの布教活動を熱心にするようになって家事や育児をおろそかにするようになってしまったうえに、原告の親類などにも押しかけて強引に布教活動をした」。「そのうえ被告は昭和四〇年頃原告らに嘘をいって単身創価学会の大石寺参詣のため家をあけたりした」。

判決2においては、「毎週五日間きまった時間に集会、伝道活動のため家をあけるようになったのである。火曜日午後七時～午後九時、水曜日午前九時～午後一時、木曜日午後六時～午後一〇時、木曜日午後六時～午後一〇時、土曜日午前九時～午後一時、日曜日午前九時～午後二時」。

判決3においては、「被告は学会の活動のため昼に或は夜によく外出し、ある時は本山に行くため原告に無断で二泊の旅行をし、原告に対し入信しないと

(3) 井門・前掲416頁。

仏罰が当たると言い、甚だしくは原告方の神棚を毀したりした。」

判決4の事例においては、「毎週夜間2回と昼間1回行われる『ものみの塔』の信者の集会に熱心に出席するようになり、ときには自宅を提供して集会を開くこともあった。」

(2) 第2点

典型的4つの事例に共通する第2点は、宗教活動を行っているのが妻である点である。まず、これら4つの事例においては、妻は、外に働きに出ていない「専業主婦」のようである（ただ、判決1の事例においては、家業が農業であり、妻も農作業に従事していた）。したがって、妻にはある程度、宗教活動に従事する時間的余裕があるということになる（後に紹介する判決6の事例においては、宗教活動と家事とを両立させている）。

これらの判決の中には、宗教活動そのものではなく、それに基づく家事の怠慢を批判するような論理構成をとっているものがある（判決1および判決2）。

これらの事例においては、妻がどの程度家事をサボタージュしたのか、その具体的事情は明らかではない。夫側からは、妻の家事怠慢の主張をしたのであろうが、裁判官諸氏がそれを鵜呑みしたものでないことを願うのみである。それというのも裁判官が「妻は家庭に、夫は外に」という固定観念に囚われているような表現が判決文に見られるのが気になるからである。例えば、次のようなものである。「布教活動を熱心にするようになって家事や育児をおろそかにするようになってしまった」。「参詣のため家をあけたりしたことがあって原告の怒りを買った」（以上、判決1）。「家庭の主婦の重要な勤めである家事や育児をおろそかにするようになった」（判決2）。「集会の出席のためにいっそう家事をおろそかにするようになった」（判決4）。

判決1および判決2が、宗教活動そのものではなく、それに基づく家事の怠慢を批判するような論理構成をとっている。これは、憲法20条の規定する信教自由の原則に配慮したためであろう。しかし、家事の怠慢を理由とするような構成は、なんとしても小手先の細工が過ぎるように思われる。夫側の対応を考慮するとき、特にその感が深い。仮に、家事の怠慢が事実であったとしても、夫側は、それが、PTA活動、地域活動、ボランティア活動、消費者運動、パート・タイム労働などによるものではなく、宗教活動によるものであるからこ

そ強い拒絶反応を示していると考えられるからである。

例えば、「家の中における線香の匂いや読経の声は原告の最も嫌うところであった。(中略)原告は右のような被告の行動を嫌悪し、以前は酒を飲まなかったのに、不快の気をまぎらすために酒を飲むようになり、飲んだあとは被告に対し大声でどなったりした。原告は被告に対し些細なことを怒って暴力を振るい、(中略)また、原告は、刃物を振りかざして被告を切りつけようとしたこともあった。」(判決3)。これが、定年まで公立学校教員として勤め上げた夫の行動である。このような激しい行動の原因を妻の家事怠慢に起因するものとして説明することは、説得力を持たないであろう。

(3) 第3点

共通点の第3は、妻の宗教活動が婚姻前からのものではなく、婚姻の途中からはじまっている、という点である。

婚姻の相手を決める場合には、相手の宗教上の信条・行動は、重要なファクターであろう。そして、双方の宗教的信条が異なる場合には、婚姻前に、婚姻後の夫婦間における宗教上の事項についても話合いの上で合意がなされることもあろう。一方が他方の信ずる宗教に改宗することもあるであろうし、宗教が異なっても双方ともに宗教的寛容を発揮しあっているという合意がなされることもあろう。後者のような合意がなされた場合には、夫婦の信ずる宗教が異なっても、平穏な生活を営むことが可能であろう。

特段の合意をしていない場合には、夫婦は、互いに相手方は婚姻時の宗教的信条を維持するものと信頼することになろう。ところが、本稿で取り上げた4つの事例においては、妻が婚姻継続中に宗教上の信条および行動を大きく変更している。相手方が、婚姻前あるいは婚姻当初の期待あるいは信頼に反して、宗教上の信条および行動を大きく変更したことは、「婚姻を継続し難い重大な事由」(民法770条1項5号)に該当する場合が多いであろう。これらの判決において、離婚を認める理由としては、この点こそ最重要視すべきであったであろうと考えられる。

5 非典型的な2つの事例

(1) 判決5

千葉地裁昭和47年3月31日判決（判例時報682号50頁）を紹介する。

原告は、アメリカ合衆国フロリダ州に出生し、被告は同合衆国バージニア州に出生し、いずれもアメリカ国籍をもつものであるところ、両名は一九四七年（昭和二二年）六月一五日フロリダ州法に従って婚姻したものであること、原告は婚姻する以前から日本に永住してキリスト教の伝道を行い度いとの希望をもち、被告に対しても、日本の伝道に一生をささげたい旨を伝え、一九四九年（昭和二四年）フロリダ州ジャクソンビルのバプティスト教会を母教会とし、バプティスト・バイブル・フェロウシップの後援をうけて、宣教師として来日し、爾来千葉市習志野市に居住して、伝道に従事し、一九五四年（昭和二九年）右両名間に長男ダニエル・リー・ハッジェスが出生したものであること、原被告は来日後、一九五三年、一九五八年、一九六三年、一九六七年の四回にわたり、それぞれ約一年間休暇を得てアメリカに帰国したことはあるが、引続き日本に居住し、原告は一九六五年には日本バプティスト聖書神学校の校長となり、多忙の日々を過ごしているうち被告は、一九六九年（昭和四四年）、原告に無断で秘かに準備をした上、長男を伴い、同年八月二五日、原告とともに日本に居住することはできないとして帰国するに至り、現在表記住所に居住していることが認められる。（中略）

被告は、来日当初は、原告と共に協力して伝道に従事し、円満な家庭を営んでいたが、原告は、一九六五年八月、日本バプティスト聖書神学校の校長に就任して以来、多忙な日々を送り、又宣教師としての使命感から熱心に伝道に従事し、日本人信徒との交流も深まり、その信者層を拡大するとともに、日本を愛し、日本の生活にも融和していったが、一方伝道に主力をそそぐため家庭を留守とすることも多く、生活は必ずしも規則的とはいえず、家庭のことは措いても日本人信徒のために尽すところから、被告は家庭を重視しない原告に不満を覚え、家庭の経済面についても不足をとнаえ、又、原告は自己の信ずるところを固持する面もあり、一方被告も必ずしも柔軟な性格ではないため、次第に原告との生活に円満を欠くようになり、更に日本の生活にも同化しきれないところから、孤立的な感情が強まり、日本において、原告と共に生活することが苦痛となったこと、その結果、原告に相談することなく、一九六九年、上記のとおり帰国するに至ったこと、原告は、同年九月、所用をかねてアメリカの被告のもとを訪れ、話合ったが、被告は再び日本において生活することを拒絶したこと、一方原告は来日当初からの日本に永住する意思を捨てず、現在においても、原告は日本に、被告はアメリカに、それぞれ永住する意思であることが

認められる。

以上の事実によれば、被告は、日本において伝道に一生を捧げたいとする原告の意図を了解し、これに協力する意思をもって来日したものであり、一方、原告には、家庭生活を第一としない点において、若干責められるべき点はあるとしても、原被告間の婚姻関係を破綻させるに至った決定的責任があるものとも断じ難く、このような状況のもとに原告と相談することもなく被告が日本に居住する意思を放棄し、再び来日しない意図をもって、原告を放置して帰国することは、原告を悪意をもって遺棄したものとも解され、又、原被告は、いずれもアメリカ及び日本において、それぞれ永住することを譲らず、両者がいずれかにおいて再び生活をともにし、家庭を築いていくことは全く期待できない状況であるからこれは婚姻を継続しがたい重大な事由にも該当するといわなければならない。

この事例は、当事者が外国人であるという点を除いても、多くの点で、典型的事例とは異なっている。

まず、典型的事例においては、問題となっているのは新興宗教であり、当事者は職業的宗教人ではない。これに対して、本件においては、問題となっているのは、プロテスタント系の既成宗教であり、当事者の一方は職業的宗教人である。

次に、典型的事例においては、宗教活動を行っているのは妻の方であり、離婚を求めているのは、宗教活動を行っていない夫の方である。これに対して、本件においては、宗教活動を行っているのは、夫の方であり、離婚を求めているのも、宗教活動を行っている夫の方である。

第三に、典型的事例においては、妻が婚姻の途中で宗教に関する行動を大きく変更しており、そのことが夫側にとっては予想外の事態であったと思われる。これに対し、本件においては、夫は婚姻中に信仰を変更していない。夫の宗教活動について、妻は、結婚前から十分に承知していた。

(2) 判決 6

大阪高裁昭和54年10月5日判決（判例タイムズ412号140頁）を紹介する。ただし、以下の引用は、原審の大阪地裁昭和53年10月31日判決（判例タイムズ412号142頁）によっている。

原告と被告忠子は、昭和四五年一〇月ころ見合いをした後、昭和四六年五月六日結婚式を挙げ、同年六月一日婚姻届出をした夫婦であって、右当事者間に昭和四七年六月二日長

男貴司が出生したことが認められる。(中略) 被告忠子は、幼時に父を失い、母である被告フミ子に養育されて幼少から天理教を信仰し、右被告から親に勤めるように教育されて来た。(中略) 被告フミ子は 被告教会の代表役員として 大阪方面での天理教の布教に従事していた。(中略)

原告やその父が天理教の信仰は良いと考えている旨を言明し、原告が天理教本部に参拝して「別席」に参加し、被告教会にも二、三回参拝したので、被告フミ子は、原告が結婚後は天理教の信者になってくれるものと信じ、被告忠子に原告との結婚を勧めた。そこで、被告忠子は、母からの勧めもあり、また原告が天理教の信仰活動を許してくれ、結婚後もこれを続けることができると考え、右結婚を承諾した。

結婚後、原告と被告忠子は、本籍地の文化住宅式アパートで同居し、原告は左官職として稼働し、……被告忠子は、家事に従事し料理、掃除、洗濯に精を出し、被告教会の「月次祭」に参列したり、天理教婦人部の集会や講習会に出席するなどして信仰活動を続け、余暇には編物などをしたりしていた。そして、被告忠子は、昭和四六年九月ころ原告の諒解を得て右アパートに「社」を祭り、毎月一二日に被告フミ子に来てもらって「月次祭」をし、その謝礼として一回につき一〇〇〇円位を渡していた。

被告フミ子は、毎月一二日に行われる原告方の「月次祭」に参るほか、月に一、二回位原告方を訪れ、その都度泊り込んで原告に対し天理教の話をして入信を説得していた。(中略)

被告フミ子は、原告が結婚後に天理教に入信すると信じていたのに数回にわたる説得にもかかわらず入信しないばかりか、前記寄付の申入れを断ったので、原告に対し不信の念を抱き、以後原告と右被告の間に感情的な溝が生じた。また、原告も被告フミ子が訪れる日には残業と称して帰宅を遅くし、できるかぎり同被告と話合う機会を少なくした。

離婚は、認められた。そして、原審は、被告忠子および被告フミ子に対して慰謝料の支払いを命じたが、分教会に対しては慰謝料の支払いを命じなかった。これに対し、大阪高裁は、分教会自体に対しても慰謝料の支払いを命じた。

本件においては、典型的事例と共通する要素もある。まず、問題となっている宗教は、天理教であり、一般には、新興宗教⁽⁴⁾と考えられているものである

(4) 「天理教」は、教派神道の一つであり、開祖中山みき氏は、寛政10年に生まれている。したがって、これを新興宗教に分類することは適切でない点もあろうが、一般には、新興宗教の一つと考えられているものと思われる。

う。第2に、宗教活動を行っているのは、妻の方である。

しかし、妻は、信仰を変更しているわけではない。この点で、典型的事例とは異なっている。結婚前には、夫の方が、妻の信仰する天理教に入信するかのごとき行動をとっていた。ところが、夫は、結婚後には入信しなかった（宗教的行動に対する相手方の信頼を重視する私見の立場からすると、この点は、かなり問題をはらんでいる）。

また、典型的事例においては、夫の方が、妻の宗教活動を止めさせようとしているが、本件においては、夫はそのような行動をとっていない。反対に、妻の側〔主として妻の母〕が、夫を入信させようとした（本判決では、夫を入信させるために妻の母の行った行為が、娘夫婦に対する過剰な介入として厳しく批判され、慰謝料の支払いが命じられている）。この点でも、典型的事例とは異なっている。